

平成 29 年度後期（第 7 期）官民協働海外留学支援制度 ～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～ 学内募集要項

独立行政法人日本学生支援機構（以下「JASSO」という。）が募集する「平成29年度後期（第7期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～」に申請を希望する方は、本学内募集要項に沿って、申請書類を提出してください。**なお、平成29年度から「申請方法」「奨学金等の支援内容」等が変更となりました。JASSOの募集要項を必ず確認してください。**

記

1. 応募資格

「平成29年度官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～募集要項」の「9. 派遣留学生の要件」を全て満たし、かつ次の全ての条件を満たす者。（家計基準については、JASSOホームページ（<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kijun/zaigaku/daigaku/2shu.html>）を参照すること。）

- ・ 申請時点において、本学に在籍している者
- ・ 留学期間の全部について、本学に在籍する者
- ・ 希望する留学地域・国が、外務省海外安全ホームページにおいて「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」と指定されている地域・国でない者

2. 申請における留意事項

- (1) オンライン上で登録・申請をする形式となり、オンライン画面は12月7日以降に開示となる。
- (2) オンライン申請前は、Excelファイル「留学計画書（オンライン準備用）」を使用し入力内容の準備をすること。（ファイルダウンロード先：<https://tobitate.jasso.go.jp/planning/#pla4>）
- (3) 留学計画書は、本学教員等（海外留学相談室教員、基礎ゼミ担当教員、クラス顧問教員、指導教員等）の指導を必ず受けた上で申請すること。

3. 提出書類・申請の流れ

提出媒体	提出物	提出先	締切日
書類※1	<収入に関する証明書類> ①経済状況申告書 ②収入証明書一覧表 ③収入に関する証明書類の写し <危機管理資料> ④留学先地域・国に関する外務省「海外安全ホームページ」の写し <チェックリスト> ⑤申請書類等チェックリスト	<持参> 東キャンパス 国際研究館 1 階 <郵送> 〒186-8601 東京都国立市中 2-1 一橋大学学務部国際課 トビタテ！留学 JAPAN 担当者	2月7日（火） ～2月9日（木） 15：00 2月8日（水） 必着
メール	<申込者の基本情報登録> 下記を明記の上、国際課までメール 件名：【第7期トビタテ】氏名 本文： 氏名、学籍番号、所属学部、 学年、電話番号、メールアドレス	<宛先> 国際課 トビタテ！留学 JAPAN 担当者 int-gs.g@dm.hit-u.ac.jp	2月7日（火） ～2月9日（木） 15：00

<p>国際課 ↓ 申請者</p>	<p><家計基準判定> 申請コース（大学全国コースもしくは大学オープンコース）の区分について「申込者の基本情報登録メール」に返信の上、通知します。 <オンライン申請用コード> 「申込者の基本情報登録メール」に返信の上、通知します。</p>		<p>～2月14日（火） ※判定結果を上記日までに、随時、国際課から申請者へ通知します。</p>
<p>データ 申請者にて オンライン 登録</p>	<p>①留学計画書 ②自由記述申請書 ※2 ③受入機関からの受入れ許可証等、計画の実現性を証明できる文書等の写し ※3 ※4</p>	<p><オンライン> ※オンライン URL、申請方法等の詳細については別途案内をする。</p>	<p>2月15日（水） ～ 2月20日（月）</p>

- ※1：ファイルダウンロード先【国際課ホームページ】<http://international.hit-u.ac.jp/jp/abroad/jasso/>
 ※2：ファイルサイズ：2MB 以内／文字サイズ：11pt 以上／書類サイズ：A4 タテ／ページ数：2 ページ以内
 ※3：受入れ許可証等は、提出任意となる。申請時に既に用意できている場合のみ提出すること。
 ※4：日本語、英語以外の言語の記載である場合、受入れ許可に係る部分（機関名や受入れ期間等）に和訳つけること。
 * 提出期限を過ぎた場合は、如何なる理由があっても受理しない。

4. 本制度による派遣留学生の義務

- (1) 本学が主催する「危機管理セミナー」へ必ず参加すること。
- (2) 留学期間の全部において、下記の最低補償条件を満たす海外旅行保険に必ず加入すること。派遣先大学等で別途現地の保険への加入を義務づけられる場合も例外としない。なお、留学期間中の事故および疾病等は派遣留学生の責任とし、費用は自己負担とする。

補償期間	留学期間全日（出発日から帰着日まで）	
最低補償条件	傷害死亡	補償限度額 3,000 万円
	後遺障害	補償限度額 3,000 万円
	疾病死亡	補償限度額 3,000 万円
	治療・救援費用	補償限度額 3,000 万円
	賠償責任	補償限度額 1 億円

- (3) 学部生は国際課、大学院生は各研究科等事務室にて、留学の手続きを行うこと。
- (4) その他本学およびJASSOが定める手続きや報告等を遅滞なく行うこと。
- (5) 派遣留学生は、留学先国における日常的なリスクに対応するために、本学が指定する海外携帯電話レンタルサービスに加入すること。
- (6) 他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認し、応募時に申告すること。

5. 留意事項等

- (1) 海外留学に関する情報収集等にあたっては、公的な留学情報機関である JASSO のホームページや海外でのトラブル防止に役立つ世界の治安情勢や滞在中の留意点などの安全情報を提供している外務省の「海外安全ホームページ」の情報提供サービス等を活用すること。
- (2) 本制度による支援期間および支援内容と本学が実施する派遣留学プログラム（一橋大学海外派遣留学制度およびグローバルリーダー育成海外留学制度等）による支援期間および支援内容が重複する場合は、必要に応じて、本学の派遣留学プログラムによる奨学金の減額を行う。
- (3) JASSO が開示している募集要項および応募の手引等をよく読んだ上で応募をすること。

6. 問合せ先

学務部国際課学生交流係
 電話：042-580-8763 E-mail：int-gs.g@dm.hit-u.ac.jp

以上
 平成 28 年 12 月
 学務部国際課